

特別養護老人ホームみのわ 利用料金表

令和7年9月1日改定

- 利用者様の要介護度及び所得により利用料が決まります。
- 下記の表は、自己負担割合が1割で算出しています。

加算等		要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費		828	901	971
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ		35		
サービス提供強化加算Ⅰ		22		
生産性向上推進体制加算Ⅱ		10 (※一月あたり)		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		加算率 14.0%		
地域区分割合		1単位あたりの単価 10.14 円		
1ヶ月(30日)あたり		1,024 円 × 30 日 = 30,732 円	1,108 円 × 30 日 = 33,252 円	1,189 円 × 30 日 = 35,682 円
食費	第2段階	11,700 円 (390 円 /日)		
	第3段階①	19,500 円 (650 円 /日)		
	第3段階②	40,800 円 (1,360 円 /日)		
	第4段階	43,350 円 (1,445 円 /日)		
居住費	第2段階	26,400 円 (880 円 /日)		
	第3段階	41,100 円 (1,370 円 /日)		
	第4段階	61,980 円 (2,066 円 /日)		
合計	第2段階	68,832 円	71,352 円	73,782 円
	第3段階①	91,332 円	93,852 円	96,282 円
	第3段階②	112,632 円	115,152 円	117,582 円
	第4段階	136,062 円	138,582 円	141,012 円

※該当者のみ下記「看取り介護加算Ⅰ」が日額で加算されます。

期間	死亡日の31日前～45日前	死亡日の4日前～30日前	死亡日の前日および前々日	死亡した日
	73円	146円	690円	1,298円

※事務管理費として、別途、1ヶ月4,500円(150円/日)徴収させていただきます。

※その他、医療費、理美容代、日用品及び嗜好品等は、自己負担となります。

※本表は、概算の金額となるため、請求時の金額と誤差が生じる場合があります。

利用者負担段階	所得に関する要件	資産に関する要件
第2段階	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円以下である方	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下である方	単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階②	前年の年金収入と所得金額の合計が120万円以上である方	単身500万円以下、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記以外の方(住民税課税者)	一定額を超える場合